

事業主の皆さんへ

給与所得者の個人市民税・県民税は 特別徴収で納税を

所得税は源泉徴収しているけれど、個人市民税・県民税は特別徴収(天引き)していないということはありませんか。給与所得者の個人市民税・県民税は、法令により、事業所が給与から特別徴収して、給与所得者に代わって市町に納税することになっており、原則として、パートやアルバイトを含む全ての従業員から特別徴収をする必要があります。税額の計算は市で行いますので、所得税のように税額計算や年末調整は不要です。

平成26年度から県内の全市町では、法定要件に該当する事業所は、全ての従業員の個人市民

税・県民税を特別徴収していただく予定です。現在、特別徴収を行っていない事業所は、早めの切り替えをお願いします。

従業員の皆さんのメリット

- 金融機関などへ出向いて納税する手間が省け、納付し忘れることがありません。
- 原則として年4回払いの普通徴収に比べて、特別徴収は年12回払いとなりますので、1回当たりの負担が軽くなります。

※詳しくは、津市ホームページの個人市民税についてのページをご覧ください。

問い合わせ 市民税課 ☎229-3130 FAX229-3331

雇用支援制度の活用を

■高年齢者や障がい者などを新たに雇用するとき

特定求職者雇用開発助成金制度

ハローワークなどの紹介で、新たに、60～64歳の高年齢者や障がい者などを継続して雇用する事業主や、65歳以上の離職者を1年以上継続して雇用する事業主に、賃金の一部が助成されます。

厚生労働省では、従業員を新たに雇うときに、さまざまな支援をしています。支援制度を活用し、一人でも多くの雇用をお願いします。詳しくは、三重労働局職業対策課(☎226-2306)、またはハローワーク津(☎228-9161)へ



■特定就職困難者雇用開発助成金

主な支給要件 60～64歳の高年齢者や障がい者などの就職困難者を、ハローワークまたは適正な運用を認められた職業紹介事業者の紹介により、新たに継続して雇用すること



対象労働者		支給額		助成対象期間	
		大企業	中小企業	大企業	中小企業
短時間労働者以外	高年齢者(60～64歳)、母子家庭の母など	50万円	90万円	1年	1年
	重度障がい者などを除く身体・知的障がい者	50万円	135万円	1年	1年6カ月
	重度障がい者など(重度身体・知的障がい者、精神障がい者、45歳以上の身体・知的障がい者)	100万円	240万円	1年6カ月	2年
短時間労働者(週当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満)	高年齢者(60～64歳)、母子家庭の母など	30万円	60万円	1年	1年
	身体・知的・精神障がい者	30万円	90万円	1年	1年6カ月

■高年齢者雇用開発特別奨励金

主な支給要件 雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を、ハローワークまたは適正な運用を認められた職業紹介事業者の紹介により、新たに雇用すること。ただし1週間の所定労働時間が20時間以上で、1年以上継続して雇用すること

対象労働者	支給額		助成対象期間
	大企業	中小企業	
週当たりの所定労働時間が30時間以上の人	50万円	90万円	1年
週当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の人	30万円	60万円	1年

問い合わせ 商業労政振興課 ☎229-3114 FAX229-3335